

2021年2月18日

各位

会社名 株式会社シキノハイテック  
代表者名 代表取締役社長 浜田 満広  
(コード番号: 6614 東証JASDAQ)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 広田 文男  
(TEL 0765-22-3477)

## 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年2月18日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- |                              |  |
|------------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数               | 当社普通株式 1,150,000 株   |
| (2) 募集株式の払込金額                | 未定(2021年3月4日開催予定の取締役会で決定する。)   |
| (3) 払込期日                     | 2021年3月23日(火曜日)  |
| (4) 増加する資本金及び<br>資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2021年3月15日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法                     | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社、大和証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、株式会社SBI証券及びマネックス証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。<br>引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。     |
| (6) 発行価格                     | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2021年3月15日に決定する。)   |
| (7) 申込期間                     | 2021年3月16日(火曜日)から<br>2021年3月19日(金曜日)まで   |
| (8) 申込株数単位                   | 100株   |
| (9) 株式受渡期日                   | 2021年3月24日(水曜日)  |
| (10) 引受人の対価                  | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。  |
| (11) 払込取扱場所                  | 株式会社みずほ銀行 富山支店   |

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- |                |  |          |
|----------------|--|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式   | 80,000 株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 富山県射水市新堀 30-2<br>志貴野メッキ株式会社  | 70,000 株 |
|                | 富山県富山市<br>種谷 幹郎  | 10,000 株 |
| (3) 売出方法       | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。   |          |
| (4) 売出価格       | 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）  |          |
| (5) 申込期間       | 上記 1. における申込期間と同一である。  |          |
| (6) 申込株数単位     | 上記 1. における申込株数単位と同一である。  |          |
| (7) 株式受渡期日     | 上記 1. における株式受渡期日と同一である。  |          |
| (8) 引受人の対価     | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記 1. における募集株式の引受価額と同一とする。 |          |
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- |  |  |               |
|--|--|---------------|
| (1) 売出株式の種類及び数   | 当社普通株式   | 177,000 株（上限） |
|  | （売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2021 年 3 月 15 日（発行価格等決定日）に決定される。） |               |
| (2) 売出人  | 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号<br>みずほ証券株式会社   |               |
| (3) 売出方法   | 売出価格での一般向けの売出しである。   |               |
| (4) 売出価格   | 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）  |               |
| (5) 申込期間   | 上記 1. における申込期間と同一である。  |               |
| (6) 申込株数単位   | 上記 1. における申込株数単位と同一である。  |               |
| (7) 株式受渡期日   | 上記 1. における株式受渡期日と同一である。  |               |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 |  |               |

## 4. 第三者割当による募集株式発行の件

- |                          |   |           |
|--------------------------|---|-----------|
| (1) 募集株式の種類及び数           | 当社普通株式  | 177,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額            | 未定（上記 1. における募集株式の払込金額と同一とする。）  |           |
| (3) 申込期日                 | 2021 年 4 月 20 日（火曜日）  |           |
| (4) 払込期日                 | 2021 年 4 月 21 日（水曜日）  |           |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2021 年 3 月 15 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出され |           |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

る資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 割当方法 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。）
- (8) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (9) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 富山支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記3.のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

#### 5. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

上記1.の公募による募集株式発行に関して、当社は、みずほ証券株式会社に対し、発行株式数のうち30,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会（名称：シキノハイテック従業員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

#### 【ご参考】

##### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式数 当社普通株式 1,150,000株
- (2) 売出株式数
  - ① 引受人の買取引受による売出し  
当社普通株式 80,000株
  - ② オーバーアロットメントによる売出し（※）  
当社普通株式 上限177,000株
- (3) 需要の申告期間 2021年3月8日（月曜日）から  
2021年3月12日（金曜日）まで
- (4) 価格決定日 2021年3月15日（月曜日）  
（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (5) 申込期間 2021年3月16日（火曜日）から  
2021年3月19日（金曜日）まで
- (6) 払込期日 2021年3月23日（火曜日）
- (7) 株式受渡期日 2021年3月24日（水曜日）
- (※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が177,000株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である塚田隆（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式177,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2021年3月24日（上場日）から2021年4月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われなない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,000,000株
公募による新株式発行による増加株式数	1,150,000株
公募後の発行済株式総数	4,150,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	177,000株（最大）
増加後の発行済株式総数	4,327,000株（最大）

## 3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 406,458 千円（※）については、第三者割当増資の手取概算額上限 63,507 千円（※）と合わせた手取概算額合計上限 469,965 千円について、①設備資金に 200,000 千円、②新製品に関する研究開発に 200,000 千円、③人材採用費及び人件費に 69,965 千円として、①、②、③の優先順位をつけて充当する予定です。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

### ① 設備資金

事業拡大に対応するための業務効率化を目的とした全社基幹システム（ERP）導入費用として 200,000 千円を 2023 年 3 月期中に充当する予定です。導入の効果として、売上増加に伴う受注業務・発注業務量の増加による増員（人件費）を抑制できます。

### ② 新製品に関する研究開発

新技術や新製品の創出早期化にあたり、電子システム事業は新型バーンイン装置開発関連、マイクロエレクトロニクス事業は IP コア開発関連、製品開発事業はカメラ画像処理及びシステム開発関連の研究開発に充当する予定です。具体的な充当時期は、100,000 千円を 2022 年 3 月期中に、100,000 千円を 2023 年 3 月期中に充当する予定です。

### ③ 人材採用費及び人件費

AI+IoT ものづくり戦略による専門技術者の人材採用費、事業拡大に伴う人件費に 69,965 千円を 2023 年 3 月期中に充当する予定です。

（※）有価証券届出書提出時における想定発行価格 390 円を基礎として算出した見込額であります。

## 4. 株主への利益配分

### （1）利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考え、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

### （2）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化および事業の継続的な拡

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

大発展を実現させるための資金として、有効に活用し、長期的に企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を継続的かつ安定的に実施してまいりたいと考えております。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
1株当たり当期純利益金額	1,872.29円	40.28円	37.97円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	0.0%	0.0%	0.0%
自己資本当期純利益率	333.30%	23.89%	18.45%
純資産配当率	0.0%	0.0%	0.0%

- (注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
4. 当社は、2020年11月11日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 当社は、2020年11月11日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2018年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2018年3月期(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
1株当たり当期純利益金額	187.23円	40.28円	37.97円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	円 (－円)	円 (－円)	円 (－円)

5. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である志貴野メッキ株式会社及び種谷幹郎、貸株人である塚田隆並びに当社株主であるシキノハイテック従業員持株会、浜田満広、宮本昭仁、広田文男、岸和彦、寺本正夫、古川卓哉、宮本幸男、西原一成、名古屋中小企業投資育成株式会社、ほくほくキャピタル株式会社、宮本和子、宮本貴子、株式会社富山第一銀行、千名泰子、塚田修司、金子周二、福田憲司、須藤耕平、深井滋、井口一樹、御手洗新一並びに当社新株予約権者である村岡信義、岩崎一生、浦崎徹、大門直樹、上田治、中坪克幸、鶴田敦則、田中康寛、亀田登は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2021年9月19日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。)等は行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面に

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

よる同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年2月18日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

#### 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。